

被災者の皆さまへ

今回の令和 4 年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しましては、心よりお見舞い申し上げます

被災者の皆さまのお取引について

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人が確認できる資料をお持ちいただければ、預金口座 1 口あたり 1 日 1 0 万円まで払戻しに応じます。
- (2) お通帳、お届けのご印鑑、キャッシュカードをお持ちのお客様は、窓口にてご提示ください。なお、預金のお通帳、お届け印のご印鑑等をお持ちでないお客さまのお引き出しにつきましても、ご本人さまの確認ができる場合は、便宜的にお取扱いをさせていただきます。
※ご本人様のご確認ができる資料を可能な限りお持ちください。
- (3) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて対応いたします。
- (4) お取引店以外のお引出しにつきましては、窓口にお問い合わせください。
- (5) 対象となる口座は、普通預金、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金です。定期預金と定期積金等については、期限前払戻しに応じます。また、当該預金等を担保とする貸付にも対応いたします。
- (6) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応じます。
- (7) 災害時における手形の不渡り処分について配慮いたします。また、でんさい取引について、災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置についても配慮いたします。
- (8) 損傷した紙幣や硬貨の引き換えに応じます
- (9) 国債を紛失した場合の相談に応じます。
- (10) 災害の状況、応急資金の需要を勘案して、貸出金の迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した適時的確な対応をいたします。
- (11) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続きやご利用に係るご相談に応じます。
- (12) 罹災証明書を求める手続きでも、交付状況を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いといたします。
- (13) 地震による影響を受けたお客様に対して、相談窓口を設置し、休日および平日時間外についても対応いたします。

以上

令和 4 年 3 月 18 日